

米国 OFAC 規制に関する留意点について

米国は自国の外交政策・安全保障上の目的から、財務省外国資産管理室（OFAC）によって、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

主に、米国で決済される米ドル建取引が規制の対象となりますが、本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引は規制対象となり、お客様の取引が規制に該当、もしくは規制に該当するおそれが生じた場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる場合があります。

つきましては、下記のようなお取引はお取扱いが出来ませんので、外国為替取引を行うお客様におかれましては、これらに該当しないお取引であることに十分にご留意・ご確認頂いたうえで、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

1. OFAC規制上の理由により、当金庫でお取扱いが出来ない米ドル建取引

- ① お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、イラン、スーダン共和国、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域が含まれている場合

*お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、荷受人、取引に関する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）等を指します。

また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船積等を指します

- ② お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、ミャンマーが含まれているお取引で、ミャンマーの国防省や国軍その他の武装組織が関与するお取引（お取引の当事者にそうした関係者が含まれている場合）
- ③ 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

米ドル建以外であっても、上記①～③のいずれかに該当しかつ以下に該当するお取引
米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

*お取引の受付後であっても、お客様よりご依頼いただいたお取引がOFAC規制に該当するおそれがある場合には、お取引のより詳細な内容を確認させていただき、当金庫の判断によりお取引中止、取消等を行うことがございます。

また、OFACの規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預りした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、然るべき対応を頂く必要がございますので予めご承知置きください。